

## 栃木県市町保健師業務研究会規約

### (名 称)

第 1 条 本会は、栃木県市町保健師業務研究会(法律改正により名称変更。以下本会)という。

### (事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、栃木県国民健康保険団体連合会内におく。

### (目 的)

第 3 条 本会は、市町保健師の資質向上を図るとともに、地域住民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 本会の事業は、次のとおりとする。

- (1) 保健師業務研修・その他技術の向上に関すること。
- (2) 保健師業務の調査・研究に関すること。
- (3) 保健師業務の連絡及び連携に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要とする事項。

### (組 織)

第 5 条 本会は、栃木県市町に勤務する保健師と、この会の目的に賛同する団体をもって組織する。

### (経 費)

第 6 条 本会の運営に必要な経費は、補助金、負担金及び他の収入をもってあてる。

### (役 員)

第 7 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
  - (2) 副会長 2 名
  - (3) 幹 事 8 名
  - (4) 監 事 2 名
- 2 幹事は、会員から選出するものとし、選出区分は、県西・県東・県南・県南(栃木)・県北・県北(矢板・烏山)・安足ブロック及び宇都宮市から 1 名とし、総会の承認を得る。
- 3 会長・副会長・監事は、別記による輪番制を基に選出し、総会の承認を得る。但し、選出区分内に会長・副会長が選出された場合は別に幹事を選出する。
- 4 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。補欠により就任する役員は、前任者が所属する選出区分内から選出し、役員会の承認を得る。但し、任期は前任者の残任期間とする。

### (役員の仕事)

第 8 条 会長は本会を代表し、会務を総轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその会務を代行する。
- 3 幹事は会務を遂行する。
- 4 監事は会計を監査する。

(顧問)

第 9 条 本会に顧問をおくことができる。

(会議)

第 10 条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会(通常総会・臨時総会)
- (2) 役員会
- 2 総会は年 1 回開催するものとし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。
- 3 総会は、会員の 3 分の 2 以上をもって成立する。
- 4 役員会は、必要に応じ随時開催する。
- 5 会議は、会長がこれを招集し議長となる。
- 6 会議の議案は、役員の過半数をもって決する。但し、可否同数のときは議長が決する。

(総会)

第 11 条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び予算決算に関すること。
- (2) 規約の改正に関すること。
- (3) その他必要とする事項。

(役員会)

第 12 条 役員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 本会の運営に関すること。
- (2) 総会の運営に関すること。
- (3) その他必要とする事項。

(雑則)

第 13 条 会費は、予算その他の変化について、必要と認められた場合は、役員承認を得て執行することができる。

但し、定期総会において承認を得るものとする。

附 則

- この規約は、昭和 59 年 6 月 9 日から施行する。  
この規約は、昭和 60 年 6 月 7 日から施行する。  
この規約は、平成 2 年 5 月 11 日から施行する。  
この規約は、平成 9 年 5 月 23 日から施行する。  
この規約は、平成 12 年 5 月 19 日から施行する。  
この規約は、平成 14 年 5 月 21 日から施行する。  
この規約は、平成 18 年 5 月 16 日から施行する。  
この規約は、平成 26 年 5 月 29 日から施行する。  
この規約は、平成 27 年 5 月 22 日から施行する。  
この規約は、令和元年 5 月 31 日から施行する。  
この規約は、令和 3 年 5 月 11 日から施行する。